

写

## 多摩・島しょ広域連携活動助成事業の概要①

### 市町村共同事業助成制度の基本的理念（考え方）

- ・多摩・島しょ地域の魅力を高める
- ・市町村における取組の「初動」を支援
- ・助成制度目的に合った事業について 事業計画を立て、目標設定して実施し、事業評価しつつ、進めていく

2

## 多摩・島しょ広域連携活動助成事業の概要②

#### 【助成対象】

連携活動を目的とし、二以上の多摩・島しょ地域の市町村で組織する協議会、研究会、連絡会等

#### 【助成区分等】

助成区分	助成割合	助成金上限額	助成期間
1 一般連携活動	【1年目～3年目】 10/10 【4年目・5年目】 1/2	【1年目～3年目】 500万円 【4年目・5年目】 250万円	5年間
2 観光振興連携	10/10	500万円×事業計画年数 (最大2,500万円) ※総額内で各年度申請額を任意に按分することが可能。 各年度の申請上限額は1,000万円	5年間
3 子ども体験塾	8/10 又は 事業実施に伴う支出額から収入額を控除した額いずれか少ないほう。	500万円～1,200万円/年 ※連携組織の構成自治体数等によって変動	—

※ 詳細な条件等は交付要綱を参照 3

## 申請に当たってのポイント①

- ・助成金を受けるためのファーストステップは、市長会事務局への事業計画書（事前調査）の提出となる。  
要綱と手続案内を確認の上、必要な書類を提出すること。

**【提出期限】 令和4年10月21日（金）**

**【提出書類】**

- (1) 事業計画書総括表
- (2) 事業計画書



4

## 申請に当たってのポイント②

**事業内容は、以下の審査会委員からの指摘事項を踏まえて精査すること。**

- ・複数市で取り組むメリットを明確にしておくこと
- ・事業内容を委託業者への丸投げにならないよう、職員が果たす役割は何かを整理しておくこと
- ・事業を通じて得ようとしている具体的な成果指標を示すこと
- ・助成期間終了後も事業を継続して行うための工夫を行うこと

5

## 申請に当たってのポイント③

---

以下の経費は原則として助成対象になりません。

✕ 施設整備等に係る経費

✕ 備品購入に係る経費

✕ 市町村の職員人件費

6

## 申請に当たってのポイント④

---

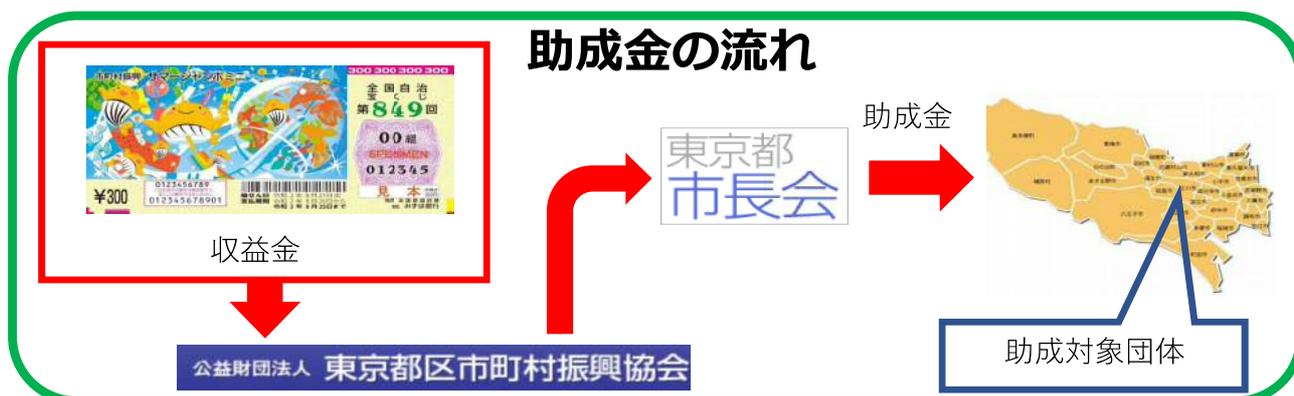
助成金の交付を受けた事業については、毎年開催している事業報告会において事業の成果等を市町村長や市町村職員の皆様に報告していただきます。



7

## 申請に当たってのポイント⑤

当該助成金の原資には宝くじ（サマージャンボ）の収益金が充てられています。助成金の長期的な財源の確保のため、東京都区市町村振興協会が行う「宝くじ」のPRに協力をお願いします。（連携団体の任意での御協力を想定しています。）  
 （具体例）イベントのチラシ等にPR文の掲載、SNSでの発信等



8

## その他の連絡事項

・令和5年度申請分から、交付要綱及び様式を一部変更しました。ご提出の際にはご注意ください。

〈主な変更点〉○要綱本文

第6条	「観光振興連携活動」と「一般連携活動」の順序を並び替え。（別表1の順序に合わせて並び替え）
第8条第2項	・事業計画書（様式3の3）の提出者として、「一般連携活動」を追加 ・事業計画の提出時期を「初年度」から「毎年度」に変更（実際の運用にあわせて修正）

○様式

様式2、6、11	「FAX番号」欄を削除し、「メールアドレス欄」を移動
様式3の3	・「一般連携活動」を提出対象として追加 ・「助成申請額」欄を「助成金確定額または申請額」欄に変更 ・2年目以降に「前年度までの課題/評価」欄を追加 ・「事業展開」、「経済的自立について」欄を「8 助成期間終了後の展望」欄に変更

9

# 多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、東京都市長会（以下「市長会」という。）及び東京都町村会（以下「町村会」という。）が多摩・島しょ地域の市町村に対して、多摩・島しょ広域連携活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、多摩・島しょ地域の市町村が立ち上げる新たな連携活動の支援、既存の連携活動の活性化、並びに市町村職員の交流及び人材育成、ひいては多摩・島しょ地域の魅力を高めることを目的とする。

(事務の委任)

第3条 町村会は、本要綱に係る事務の執行については、市長会に委任する。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、連携活動を目的とし、二以上の多摩・島しょ地域の市町村で組織する協議会、研究会、連絡会等（以下「連携組織」という。）とする。

2 連携組織には、企業、学校、NPO等の団体及び多摩・島しょ地域以外の市区町村も参加できるものとする。

3 助成金の申請者は、連携組織を構成する多摩・島しょ地域の市町村長の代表とする。

(助成対象事業等)

第5条 助成対象事業は、連携組織内の多摩・島しょ地域の市町村自らが企画・立案し、独自性が表れたもの、かつ連携組織が主体的に実施する多摩・島しょの魅力を高めるもので、市長会会長（以下「会長」という。）が必要と認める事業とする。

2 助成対象事業は、別表1のとおり区分する。

3 助成金の交付を受けようとする同一市町村で構成される連携組織は、毎年度、前項で規定した区分ごとに、1件に限り助成金を申請することができる。ただし、多摩・島しょ地域の全市町村、多摩地域の全市町村、多摩地域の全市、多摩地域の全町村、東京都の全町村及び島しょ地域の全町村で構成された連携組織は除く。

4 前項に定める申請のうち第2項に定める区分中、観光振興連携活動の区分に該当する事業の申請については、別に定める事業選定委員会の審査を受け、選定されたものに限る。

(助成年限)

第6条 第4条に規定する連携組織に対する助成は、前条第2項に規定する観光振興連携活動及び一般連携活動においては5年を限度とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第7条 助成対象経費、助成金の額及びその上限は、一連携組織につき別表2のとおりとする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする申請者は、次に掲げる書類を、毎年度、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 多摩・島しょ広域連携活動助成金交付申請書(様式1)
- (2) 多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書総括表(様式2)
- (3) 多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書(様式3の1、様式3の2、様式3の3)
- (4) 多摩・島しょ広域連携活動助成金事業歳入歳出予算見積書抄本(様式3の4)
- (5) 連携組織の規約等
- (6) その他会長が必要と認める書類

2 第5条第2項に定める区分のうち、観光振興連携活動及び一般連携活動について助成金の交付を受けようとする申請者は、概ね5年程度で一定の成果を見込める事業計画を立案し、毎年度、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書(様式3の3)を提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、別に定める市町村共同事業助成金審査会の審査に付したうえで、助成金交付の可否を決定する。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金交付・不交付決定通知書(様式4)により通知する。

(助成事業の遂行)

第10条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、第8条の規定により提出した事業計画(以下「事業計画」という。)に従い、連携組織を構成する市町村等の職員が連携し、協力して事業を適正に遂行しなければならない。なお、事業計画の主要部分についての変更及び連携組織を構成する一部の団体のみによる事業の遂行は、認めないものとする。

(助成事業の変更)

第11条 第9条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、通知された助成金交付決定総額の範囲内で主要部分以外の事業内容に変更(各事業において交付決定額の30%以内の額の変更を除く。)の必要が生じたときは、多摩・島しょ広域連携活動助成金変更交付申請書(様式5)に多摩・島しょ広域連携活動助成金事業変更計画書総括表(様式6)、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書(様式3の1、様式3の2、様式3の3)及びその他会長が必要と認める書類を添付し、会長に提出し

なければならない。

2 会長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定する。

3 会長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに変更交付申請者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金変更交付・不交付決定通知書（様式7）により通知する。

4 前項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、第1項の規定により提出した変更後の事業計画に従い、事業を適正に遂行しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 第9条第1項の規定による交付決定又は前条第2項の規定による変更交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、助成金の申請を取り下げるときは、多摩・島しょ広域連携活動助成金取下申請書（様式8）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに被交付決定者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金取下承認通知書（様式9）により通知する。

（軽微な変更の届出）

第13条 第11条第1項の規定にかかわらず、被交付決定者は、事業名称の一部修正など、軽微な変更の必要が生じたときは、速やかに書面により会長に届け出なければならない。

（実績報告）

第14条 被交付決定者は、多摩・島しょ広域連携活動助成金実績報告書（様式10）に多摩・島しょ広域連携活動助成金事業実績調査総括表（様式11）、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業実績調査（様式12の1、様式12の2）、領収書等助成対象経費の支出を証明する書類の写し及びその他会長が必要と認める書類を添付し、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第15条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、助成金の額を確定し、多摩・島しょ広域連携活動助成金確定通知書（様式13）により被交付決定者に通知する。

（助成金の請求及び交付）

第16条 被交付決定者は、前条第1項の規定により助成金の額が確定した後に、多摩・島しょ広域連携活動助成金請求書（様式14）（以下「助成金請求書」という。）を別に定める日までに会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付は、連携組織を構成する多摩・島しょ地域の代表市町村とする。

3 会長は、第1項の助成金請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付する。

(助成金の管理執行)

第17条 助成金の交付を受けた被交付決定者は、当該市町村の事務に基づいて、適正に助成金を管理執行しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第18条 会長は、被交付決定者が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき

(2) 事業の実施に際して、法令に違反したとき

(3) 本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 助成金の交付を受けた被交付決定者は、助成金の交付決定が取り消された場合は、当該取り消しに係る部分の助成金を速やかに会長に返還しなければならない。

(事務の所管)

第19条 この要綱に基づく事務は、市長会事務局企画政策室が所管する。

(事業への協力)

第20条 町村会及び公益財団法人東京市町村自治調査会は、市長会から事務の執行に際し、協力の依頼が有った場合は、協力するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (略)

附 則

この要綱は、令和4年8月29日から施行する。

別表1（第5条第2項関係）

区 分	内 容
子ども体験塾	第5条第1項に規定する事業であって、子ども（18歳以下）を対象とした高度で大規模な感動体験を提供する事業
観光振興連携活動	第5条第1項に規定する事業であって、上記を除く事業のうち、観光振興に資する事業
一般連携活動	第5条第1項に規定する事業のうち、上記2区分に該当する事業を除く事業

別表2（第7条第1項関係）

区 分	連携組織の規模	助成対象経費	助成金の額	助成上限額
子ども体験塾	市町村の数が8以上 又は市町村の人口の 合計が60万人以上	助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び連携組織の構成団体の職員人件費を除く。）から、当該事業の実施に係る国、東京都及びその他団体等からの助成金等を控除して得た経費	下記のうち、いずれか少ない額  ①助成対象経費の8/10  ②当該事業の実施に伴う支出額から収入額を控除して得た額	年間 1,200 万円
	市町村の数が5以上 8未満又は市町村の 人口の合計が30万 人以上60万人未満			年間 800万円
	上記以外			年間 500万円

観光振興連携活動	一律	<p>助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び連携組織の構成団体の職員人件費を除く。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費。</p> <p>ただし、備品購入費について、会長が必要と認めたものについてはこの限りではない。</p>	<p>助成対象経費の 10/10</p>	<p>500万円 ×事業計画 年数（最長 5年）</p> <p>ただし、各 年度毎に申 請できる金 額は、年間 1,000 万円までと する。</p>
一般連携活動	一律	<p>助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び連携組織の構成団体の職員人件費を除く。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費</p>	<p>①交付開始後、 3年間 助成対象経費の 10/10</p> <p>②交付開始後、 4年目から5年 目 助成対象経費の 1/2</p>	<p>①年間 500万円</p> <p>②年間 250万円</p>

(注1) 市町村の数：連携組織を構成する多摩・島しょ地域の市町村の数とする。

(注2) 人口：申請年度前年の9月1日現在の住民基本台帳による人口とする。

手続きの流れ

